

過去に行われた輸入自由化等の影響評価

	ページ
1 . 牛 肉 - - - - -	1
2 . かんきつ - - - - -	5
3 . りんご - - - - -	8
4 . おうとう (さくらんぼ) - - - -	11

平成 19 年 2 月
農 林 水 産 省

1. 牛肉

1 自由化の内容

牛肉については、昭和39年度に外貨割当から数量割当制度に移行して以降、輸入枠が順次拡大された。

平成3年度から、輸入枠（平成2年度39.4万トン、税率25%）を撤廃し、関税化を行い、税率を段階的に引き下げた（平成3年度70% 平成6年度50%）。

また、平成7年度以降、ウルグアイ・ラウンド交渉時の関係国との協議の結果、合意水準以上の関税の自主的引下げを実施した（平成7年度48.1% 平成12年度以降38.5%）。

2 国内対策の主な内容

(1) 自由化前にとられた対策

自由化決定当時、肉用牛経営では、肥育牛の販売価格の低落及びこれらに伴う肉用子牛価格の低落は避けられないと見込まれた。このため、牛肉の輸入自由化までの当面の緊急対策として、

子牛価格が大きく低落した場合に一定額を補てんすることで、子牛生産を安定化するための「肉用子牛価格安定制度」

収益性が大きく低下した場合に一定額を補てんすることで、肥育経営を安定化するための「肥育経営安定対策」

により、影響緩和策を講じることに加え、

大家畜経営の生産性向上のために生産条件の整備等を行う等の低コスト生産の推進

食肉の加工・流通段階の合理化

により、生産基盤の強化を図った。

これらの対策の実施のため、昭和63年度補正～平成2年度の間に、総額517億円を措置した。（うち と の影響緩和策で393億円、 と の体質強化策で124億円）

(2) 自由化後にとられた対策

それまでの自由化前対策を再編し、以下の対策を講じた。

肉用子牛等対策（平成3～17年度）

平成3年4月からの牛肉の輸入自由化に対処するため、自由化決定に際して昭和63年12月に制定された肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉等輸入関税を特定財源として、子牛生産を安定化するための肉用子牛生産者補給金制度（3,708億円） 肥育経営を安定化するための肉用牛肥育経営安定

対策（1,133億円）等を措置したことにより、影響の緩和を図った。

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策（平成7～12年度）

可能な限り国内生産を維持・拡大し、国内供給力を確保するとともに、生産性の高い畜産経営体を緊急に育成することを目的に、効率的生産に必要な飼養管理機械の導入を助成する経営効率化機械緊急整備リース事業等（139億円）を措置した。

国内対策全体としては、自由化前の移行期間に係る対策517億円、自由化後の肉用牛対策4,841億円（平成3～17年度累計）、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策139億円、総額5,497億円となった。

（単位：億円）

関連対策費	自由化前 （昭和63補正～平成2年度）	自由化後 （平成3～17年度）	UR関連対策 （平成7～12年度）
	517	4,841	139

3 消費面への影響

牛肉の消費量は、輸入の自由化以前においても、国民所得の増加や食生活の多様化を背景に増加していたが、自由化と関税率の削減により、牛肉の輸入量が増加し、価格が安い輸入牛肉が出回ったことにより、さらに増加した（国内生産量の2倍）。一方、国産割合は自由化後、低下傾向で推移した。

17年度は、17年12月から18年1月を除いて、米国産牛肉の輸入が停止されていたため、消費全体が落ち込む中で、国産割合は上昇した。

（単位：千t、部分肉ベース）

推定出回量	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
全体	766	1,068	1,088	806
輸入牛肉	377	656	725	450
国産牛肉	389	412	363	356
国産の割合	51%	39%	33%	44%

（参考）昭和62年度 全体625千t（輸入牛肉：228、国産牛肉：397）

4 価格面への影響

輸入牛肉と品質面で競合する乳用種牛肉や肉専用種の低規格牛肉の卸売価格が低下し、この影響で高規格牛肉についても卸売価格が低下した。これに連動して、子牛価格についても低下した（なお、12年度は、我が国での牛肉消費量がピークに達する一方で、国内生産量が減少したことから、牛肉価格は概して7年度よりも高い水準となった。）

また、乳用種初生牛価格も低下したことから、肥育用に仕向けられる子牛を販売する酪農経営においては副産物収入が減るなど影響は及んだ。

17年度は、17年12月から18年1月を除いて、米国産牛肉の輸入が停止されていたため、牛肉価格は堅調に推移した。

(単位：円/kg〔枝肉価格中央10市場〕、対2年度比)

枝肉卸売価格	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
A5(和牛)	2,691	2,414(10%)	2,397(11%)	2,489(8%)
A3(和牛)	1,851	1,470(21%)	1,515(18%)	1,982(+7%)
B2(乳用種)	1,045	729(30%)	947(9%)	1,107(+6%)

(単位：円/頭、対2年度比)

子牛価格	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
黒毛和種 (子牛)	446,200	328,300 (26%)	372,900 (16%)	466,800 (+5%)
乳用種 (子牛)	222,700	97,300 (56%)	78,700 (65%)	112,200 (50%)
乳用種 (初生牛)	89,230	42,700 (52%)	36,360 (60%)	34,810 (61%)

子牛価格は、各年度第1四半期の価格である。

5 国内生産への影響

牛肉全体の消費量が増加した中で、国内生産量は、一定水準の関税の設定や各般の国内対策を行った結果、ほぼ横ばいとなった。一方、価格の低落が顕著であった乳用種においては減少した。

(近年は、肉専用種が飼養農家の高齢化等の影響により減少傾向となる一方、乳用種は生乳需給の緩和等の影響により、ほぼ横ばいとなっている。)

(単位：千t)

生産量	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
全体	388	413	365	348
うち肉専用種	145	179	167	140
うち乳用種	243	233	197	208

肉用牛飼養農家戸数は、自由化後5年間で3割減少した。

一方、体質強化策の効果もあり、生産意欲の高い農家においては規模拡大が進展し、一戸当たり平均飼養頭数は増加した。

ただし、諸外国とは依然として大きな格差が存在する。

(単位：千戸、対3年比)

	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
肉用牛飼養農家戸数	221.1	154.9 (30%)	110.1 (50%)	85.6 (61%)

(単位：頭/戸、対3年比)

	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
肉用牛飼養農家一戸 当たり平均飼養頭数	12.7	18.7 (+ 47%)	25.5 (+ 101%)	32.2 (+ 154%)

各年2月1日調査

6 国境措置の確保及び国内対策の実施

今後とも国内需要に見合った生産を行うためには、生産性の向上分を考慮しても、引き続き関税による一定の国境措置の確保及び国内対策の実施が不可欠であり、これらの措置がなければ、国内生産は壊滅的な影響を受けるものと考えられる。

また、肉用牛・酪農生産は、自給飼料生産における農地や稲わら等の未利用資源の有効活用等を通じ、国土保全等の多面的機能を有するとともに、関連産業と併せ、北海道・九州等の地域経済の中核を担っている。

さらに、乳用種牛肉を含め、国産牛肉については、牛肉トレーサビリティ制度を軸とする情報提供を通じた信頼性等の点で、輸入牛肉と比較し、消費者から一定の評価を受けており、その生産は、国内外でのBSE等の家畜疾病発生による消費者の安全・安心へのニーズの高まりや供給の不安定化の中で、消費者に対し、安心な牛肉を安定的に供給する役割を担っている。

以上のことから、国産牛肉生産の維持・拡大は生産者のみならず、地域経済及び消費者にも利益を有するものである。

2. かんきつ

1 自由化の内容

生鮮オレンジについては、昭和39年度に外貨割当から数量割当に移行して以降、輸入枠が順次拡大された。

平成3年度から輸入枠（平成2年度19.2万トン、税率20%（6月1日～11月30日）、40%（12月1日～5月31日））を撤廃し、関税化を行った（税率は変更せず）。また、平成7年度以降、ウルグアイ・ラウンド交渉時の関係国との協議の結果、税率を段階的に引き下げており、現在は16%～32%となっている。

オレンジ果汁については、平成4年度から輸入枠（濃縮オレンジ果汁：平成3年度4万トン、税率35%または27円/kgの高い方）を撤廃し、関税化を行った（税率は変更せず）。また、平成7年度以降、生鮮オレンジと同様に税率を段階的に引き下げた。（現在は29.8%又は23円/kgの高い方）

2 国内対策の主な内容

（1）自由化前にとられた対策

自由化決定当時は、かんきつの消費が減少傾向で推移し、国内生産が構造的に過剰な状況であったことから、国内需要に見合った生産及び出荷の調整を実施していた（現在も実施している）。

このような状況において、自由化により外国産オレンジ及び果汁の輸入が増加すれば、更なる需給緩和が加速し、国内の生産者や果汁製造業者の経営に打撃を与えることが懸念された。

このため、国内生果の生産量の抑制と高品質化等の構造改革を推進することを目的として、

かんきつの廃園・優良品目への更新等園地転換による生産調整

防除・かん水施設、集出荷施設の整備

果汁工場の設備の廃棄等の合理化及び高度化

かんきつの需要拡大に向けた広報宣伝、消費者啓発

等の総額810億円の予算を措置した。

さらに、影響緩和措置として、果汁等加工原料用果実の価格低下に対する補てんのため、総額250億円の予算を措置した。

（2）自由化後にとられた対策

ウルグアイ・ラウンド合意による関税引下げの影響を緩和するため、平成6年に決定された「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」を踏まえ、国内生果の生産量の抑制と高品質化等の構造改革を引き続き推進することを

目的として、

かんきつの廃園・優良品目への更新等園地転換による生産調整

果汁工場の設備の廃棄等の合理化及び高度化

かんきつの需要拡大に向けた広報宣伝、消費者啓発

輸出振興のための市場調査、輸送試験、消費宣伝

等の総額149億円の国内対策を講ずることとした。

また、影響緩和措置として、出荷が集中する特定時期の生果を高品質果汁等へ仕向けるため、果樹緊急需給調整特別対策として61億円を措置した。

国内対策全体としては、自由化前の移行期間に係る対策1,060億円、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策210億円、総額1,270億円となった。

(単位：億円)

	昭和63年度～平成6年度	平成7年度～平成12年度
関連対策費	1,060	210

3 消費面への影響

生鮮オレンジについては、自由化（輸入枠の撤廃と関税率の引き下げ）により、輸入量は増加（国産うんしゅうみかん生産量の1割強）したが、近年は横ばいで推移している。

かんきつ（うんしゅうみかん及び晩かん類）生果の消費は、昭和50年以降、食生活の多様化や他の果実の増加に伴い、減少傾向で推移したことから、自由化による影響の程度は明らかではない。

一方、果汁は、輸入量が急増し、消費量が大幅に増加（生果の消費量に匹敵）する中で、国産果汁の消費量は大幅に減少した。

(単位：万t)

かんきつ消費量 ^{注1}		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
生	全体	144	137	116	111
	国産(うんしゅうみかん)	129	119	102	99
果	輸入生鮮オレンジ	15	18	14	12
果	全体	62	105	102	117
	国産(うんしゅうみかん)	24	11	9	11
汁 ^{注2}	輸入オレンジ果汁	38	94	93	106

注1) 消費量は国内生産量及び輸入量から輸出量を差し引いて算出。国産と輸入はその内訳。

注2) 生果換算。

4 価格面への影響

かんきつ生果について、輸入自由化の影響を回避し、農家所得への影響を抑えるため、様々な国内対策を推進した。この結果、国内需要の変化に見合った生産体制への移行が一定程度行われたことにより、自由化による価格面での影響を回避することができたと考えられる（生果価格は豊凶変動、果実の品質等により変動している）。

（単位：円/kg）

基準年	平成2年 ^注	平成7年 ^注	平成12年 ^注	平成17年
卸売価格	191	230	185	172

注) 基準年を中心に5年間の最高値と最低値を除いた平均値

5 国内生産への影響

国産かんきつの需要の減少に対処するため、国内対策を通じた構造改革を強力に推進したことにより、平成7年には、生産量が平成2年の8割まで減少した。ただし、国産かんきつの需要量は、生鮮オレンジの輸入自由化以前から、食生活の多様化や他の果実の増加に伴い、減少傾向で推移していたことから、輸入オレンジが国産かんきつ生産量に与えた影響の程度は明らかではない。

国産果汁の生産量は、外国産果汁の輸入増加に伴い大幅に減少した。このことは、果汁製造業の経営に深刻な影響を与えるとともに、生果の加工仕向けによる需給調整機能を低下させ、生果の価格形成に影響を与えた。

（単位：万t）

生産量	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
かんきつ(うんしゅうみかん)	165	138	114	113
果汁 ^注	24	11	9	11

注) 生果換算。

6 国内対策の実施

今後とも国内需要に見合った生産を行うためには、生産性向上を考慮しても引き続き現在と同程度の支援が必要である。

3. りんご

1 自由化及び輸入解禁の内容

りんごについては、昭和46年度に輸入自由化（関税化）が行われた（昭和46年度の税率20%。以後段階的に引き下げており、現在は17%）。

一方、我が国は植物防疫上の観点から、我が国で未発生の重要病害虫であるコドリンガ、火傷病等の発生国からのりんごの輸入を禁止しているが、輸出国において病害虫の侵入防止措置が確立されれば輸入を解禁することとしている。平成5年度以降、これまでにニュージーランド産、米国産等が解禁されている。

りんご果汁については、昭和58年度以降、輸入枠を拡大したが、平成2年度から輸入枠（平成元年度0.8万トン）を撤廃し、関税の引上げを行った（35%又は27円/kgの高い方 40%又は27円/kgの高い方）。また、平成7年度以降、ウルグアイ・ラウンド交渉時の関係国との協議の結果、税率を段階的に引き下げた。（40%又は27円/kgの高い方 34%又は23円/kgの高い方）。

2 国内対策の主な内容

（1）りんご果汁自由化前にとられた対策

りんご果汁自由化により、安価な外国産りんご果汁の輸入が増加すれば、生鮮果実の需給調整にも影響を及ぼし、国内の生産者や果汁製造業者の経営に打撃を与えることが懸念された。

このため、国内生果の高品質化等の構造改革を推進することを目的として、

果汁工場の設備の高度化等

品種等更新のための増殖施設の整備等の生産流通対策

りんごの需要拡大に向けた広報宣伝、消費者啓発

等の総額51億円の予算を措置した。

さらに、影響緩和措置として、果汁等加工原料用果実価格の低下に対する補てんのため、総額42億円を措置した。

（2）輸入解禁及び自由化後にとられた対策

平成6年度の米国産生鮮りんご果実の一部輸入解禁により、国産りんごと米国産りんごの競合が想定された。このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税引下げによるりんご農家の経営への影響を緩和することを目的として、

生産性の向上と、きめ細やかな肥培管理による品質向上を図るための「わい化栽培」の導入

果汁工場の設備の高度化等

りんごの需要拡大に向けた広報宣伝、消費者啓発
 国内需要に見合った生産及び出荷の調整（現在も実施している）
 等を講じた。これらの対策は、平成6年度補正から平成12年度までの7年間に、総額258億円となった。

国内対策全体としては、自由化前の移行期間に係る対策93億円と輸入解禁及び自由化後に取られた対策258億円、総額351億円となった。

（単位：億円）

	昭和63年度～平成6年度	平成6年度補正～平成12年度
関連対策費	93	258

3 消費面への影響

これまで解禁されたニュージーランド、米国、オーストラリア等の外国産りんごは、糖度、大きさ、歯ざわり等品質面で消費者のニーズを満たすことができなかったことから、高品質化が図られた国内産と差別化され、ほとんど輸入されなかった。しかしながら、食生活の多様化や他の果実の増加に伴い、国産りんごの消費量は減少傾向にある。

りんご果汁については、自由化と関税率の引下げにより、輸入量が急増し、消費量が大幅に増加（生果の消費量に匹敵）する中で、国産果汁の消費量は大幅に減少した。

（単位：万t）

りんご生果消費量 ^注	平成4年	平成9年	平成14年	平成17年
全体	82	81	77	70
国産	82	81	77	70
輸入	0.01	0.02	0.01	0.01

注) 消費量は国内生産量及び輸入量から輸出量を差し引いて算出。国産と輸入はその内訳。

（単位：万t）

りんご果汁消費量	平成元年	平成6年	平成11年	平成17年
全体	30	68	68	89
国産	21	16	14	10
輸入	9	52	54	79

注) 生果換算。

4 価格面への影響

りんごについては、価格は豊凶変動、果実の品質等により変動しているが、生果の輸入は増加しなかったことから、自由化及び輸入解禁の影響は顕著ではない。

(単位：円 / k g)

基準年	平成4年 ^{注1}	平成9年 ^{注1}	平成14年 ^{注1}	平成17年
卸売価格	271 ^{注2}	238	230	241

注1) 基準年を中心に5年間の最高値と最低値を除いた平均値

注2) 平成4年の基準年価格は、平成3年の台風被害の影響により高値となっている。

5 国内生産への影響

国産りんごについては、生果がほとんど輸入されなかったことから、生産量への影響はなかったとみられる。なお、消費量の減少により、生産量は減少した。

国産果汁の生産量については、外国産果汁の輸入増加に伴い、大幅に減少した。このことは、果汁製造業の経営に深刻な影響を与えるとともに、生果の加工仕向けによる需給調整機能を低下させ、生果の価格形成に影響を与えた。

(単位：万 t)

生産量	平成4年	平成9年	平成14年	平成17年
りんご	104	99	93	82

(単位：万 t)

生産量	平成元年	平成6年	平成11年	平成17年
果汁	21	16	14	10

注) 生果換算。

6 留意点

今後とも国内需要に見合った生産を行うためには、品質向上等の生産対策が必要である。なお、重要病害虫の侵入防止のため輸入が禁止されている国には、日本人の嗜好にあった果実の生産を行っている国もあるが、検疫上の問題が解決され、輸入が可能となった場合は、国内生産は大きく影響を受け、激減することが懸念される。

4 . おうとう (さくらんぼ)

1 自由化及び輸入解禁の内容

おうとうについては、昭和35年度に輸入自由化（関税化）が行われた（昭和35年度税率20%。以後段階的に引き下げており、現在は8.5%）。

一方、我が国は植物防疫上の観点から、我が国で未発生の重要病害虫であるコドリング等の発生国からのおうとうの輸入を禁止しているが、輸出国において病害虫の侵入防止措置が確立されれば輸入を解禁することとしている。昭和52年度以降、これまでに米国産、ニュージーランド産等が解禁されている。

また、米国産については、昭和52年度からの輸入解禁に伴う日米合意により、輸入時期の制限を設けて輸入が開始されたが、昭和61年には翌年度から輸入開始日を繰り上げる見直しが行われ、平成4年度には輸入期間制限が撤廃された。

2 国内対策の主な内容

輸入解禁以前は、国産生果は低温流通システム等の未整備により傷みやすかったことから、主に缶詰用に仕向けられており、輸入解禁は、国内の生産者に打撃を与えることが懸念された。このため、高品質生果への転換による差別化を図ることを目的として、雨よけ施設化等の生産出荷合理化、低温流通システム開発等の対策を講じることとし、昭和51年度から55年度までに総額5億1千万円を措置した。

また、昭和61年には、米国産おうとうの輸入期間制限の翌年度からの見直しの影響を最小限にとどめるため、おうとうの出回りの少ない西日本向けの輸送条件の整備及び消費宣伝に対する助成等の対策を講ずることとし、昭和62年度から平成4年度まで総額1億3千万円を措置した。

(単位：億円)

	昭和51年度～昭和55年度	昭和62年度～平成4年度
関連対策費	5.1	1.3

3 消費面への影響

おうとうについては、輸入解禁により、米国からの輸入量が徐々に増加（国内生産量の2/3）したが、高品質生果への転換が進んでいた国産おうとうとの棲み分けが行われ、国産、外国産が競合することなく、ともに消費量を伸ばした。

(単位：千t)

おうとう消費量	昭和52年	平成4年	平成9年	平成17年
全体 ^{注1}	16	28	31	31
国産	16	15	19	19
輸入	0.2 ^{注2}	13	12	12

注1) おうとう消費量(全体)は、国内生産量及び輸入量の合計である。

注2) 昭和52年の輸入量は、モモ、ウメを含む核果類全体の値でおうとうのみは不明。

4 価格面の影響

国産おうとうについては、外国産おうとうとの棲み分けが行われ、自由化及び輸入解禁の影響が回避されたとみられる(生果価格は市場動向により変動している。)

(単位：円/kg)

卸売価格	昭和52年	平成4年	平成9年	平成17年
国産	1,211	2,403	1,739	1,671
輸入	-	1,131	978	1,019

5 国内生産への影響

国内生産は、輸入解禁以前は主に缶詰用に仕向けられていたが、米国産の生果の輸入解禁に向けて、国内生産への影響を回避するため、国内対策を実施し、高品質生果への転換を進めたことから、輸入おうとうとの棲み分けが行われた。

このため、国産おうとうの生産量は、生果の消費量の増加に伴って増加している。

(単位：千t)

	昭和52年	平成4年	平成9年	平成17年
生産量	16	15	19	19

6 留意点

今後とも国民のニーズに応えた国産おうとうの生産を行うためには、品質向上等の生産対策が必要である。なお、重要病害虫の侵入防止のため輸入が禁止されている国には、日本人の嗜好にあった果実の生産を行っている国もあるが、検疫上の問題が解決され、輸入が可能となった場合は、国内生産が影響を受け、激減することが懸念される。